

請 願 文 書 表

受付年月日	平成26年5月22日
件 名	免税軽油制度の継続を求める請願
要 旨	(別紙請願書のとおり)
請願者並びに紹介議員	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 会長 川 辺 仁 造 紹介議員 戸 上 健

請願第1号

免税軽油制度の継続を求める請願

紹 介 議 員 戸 上 健 ⑩

免税軽油制度の継続を求める請願

農林漁業の経営に大きく貢献してきた免税軽油制度は、「道路特定財源の一般財源化」に伴う地方税法の改訂によって平成24年3月末で廃止が検討されました。しかし、当時、全国の農・漁業団体等の運動により、平成27年3月31日まで免税制度は3年間延長されました。しかし、その期限が来年に迫っています。

免税軽油制度は、一般道路を走らない機械や車両等に使う軽油に対して、軽油取引税（1リットルあたり32円10銭）を免税してきた制度です。トラクターやコンバインなどの農業用機械や漁業船舶、発電事業への使用軽油消費量を申請し、免税が認められて農業・漁業事業等に大きく貢献をしてきました。

現在、円安等で燃料や肥料、資材などの負担が農家経営等に重くのしかかり、一方、農産物価格が低迷するなか、農林漁業の経営はますます困難になっています。このような状況の中で、免税軽油制度の廃止は農家経営等の危機を一層増大させることは明らかです。このような事態の中で、少しでも負担を軽減できる免税軽油制度を継続させる取り組みは農林漁業はもちろんのこと、国民の暮らしと地域経済を守ることに繋がります。

以上の趣旨から、下記の事項について意見書を政府関係機関に提出していただきますよう請願いたします。

〈請願項目〉

一、免税軽油制度を継続すること。

平成26年5月22日

鳥羽市議会議長 野村保夫 様

津市寿町7-50

農民運動三重県連合会 会長 川辺仁造